

豊かな人間形成をめざす

生がいの教育

教育相談の御案内

福島県教育センター

1. 教育相談について

(1) 教育相談の傾向

最近の取り扱いケースとして、登校拒否、情緒障害及び自閉症の子供が増加しています。この子供らのためには、早期発見、早期治療が大切です。早目に御連絡ください。

(2) 先生がたからの相談

学校では、すべての子供を対象にすべての教師が、教育相談を行うことがたてまえます。問題を持つ子供についての解決の手だてが困難のときは、気楽に教育センターまで御相談ください。

(3) 両親からの相談

家庭での子供の教育あるいは性格、行動などの問題で、解決が難しいときは、両親から直接教育センターへの相談の申し込みをされても結構です。

2. 教育相談の内容について

(1) 知能の遅れや偏りがあったり、学業の面に種々の問題が生じているもの。

精神薄弱、境界線級、学業不振、学習態度

(2) 性格や行動上の異常や問題があるもの。

内気、乱暴、非行、登校拒否、性的興味

(3) 将来の進路の選択や適性の相談に関するもの。

進学、進路、職業適性

(4) 身体や感覚器官の障害及び精神身体症状や精神医学的な問題を持つもの。

し体不自由、視聴覚障害、夜尿、神経症、精神疾患

(5) しつけや子供の教育及び学校地域における教育相談に関するもの。

家庭教育、幼児教育、しつけ一般、学校教育相談の運営

3. 教育相談の対象について

主として、就学前幼児（4～5歳）から高校生（17～18歳）までですが、両親や先生がたの意見を十分聞いて相談を進めます。

4. 教育相談の申し込みについて

(1) 申し込みは予約制です。

申し込み順に受け付け、相談日時をお知らせします。

申し込みは、電話、手紙をお願いします。

○福島県教育センター所在地 〒960-01 福島市瀬上町字五月田16

○電話 福島 (0245) 53-3141 (代表)

○申し込みされるときは、次の事柄をお知らせください。

・氏名 ・性別 ・生年月日 ・学校種別、学年

・連絡先（電話番号等） ・住所 ・相談したいこと

(2) 遠い人の場合は次の方法で。

遠い人のためには、電話や手紙による相談の方法もあります。その際、前記の「申し込み内容」を詳しくお知らせいただければ、御返事を差し上げます。もちろん面接させていただいたほうがより効果的です。